

改正資金決済法に基づく利用者保護に関する情報提供について

改正資金決済法では、おさいふ Hippo をお持ちのお客様から預かった資金の保全方法や不正利用された場合の対応方針について、お客様へ周知する事が定められております。

1. 前払式支払手段の利用者の権利

■資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。

■資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける事ができます。

2. 利用者資金の保全方法

■発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別：
当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。
・発行保証金の供託

3. 無権限取引[※]による利用者の損失の補償等の方針 (※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと)

■お客様が、本カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による本カード使用停止措置（実施可能条件詳細はおさいふ Hippo カードご利用約款に記載）および情報移行措置が完了するまでに一定期間を要することをお客様は了承するものとします。なお、使用停止措置および情報移行措置が完了する前に、残高および残高ポイントを第三者により利用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。